

【留意事項】

本資料は情報の提供を目的としたものですので、詳細については
入札説明書等にてご確認願います。

**令和6年度
港湾空港関係における総合評価落札方式等について**

令和6年3月29日

**東北地方整備局
港湾空港部**

工事の総合評価落札方式について

1. 総合評価落札方式における評価タイプ等

- 1) 評価タイプ P 2
- 2) 評価タイプ別の加算点一覧 (例) P 3
- 3) 一括審査方式 P 4
- 4) チャレンジ型 (R3見直し) P 5

2. 令和5年度からの主な変更点

- 1) ワークライフバランス推進企業の評価 (R6見直し) P 6
- 2) 配置予定技術者の工事成績評定点の評価 (R6見直し) P 7
- 3) 配置予定技術者の施工実績、工事成績評定点の配点 (R6見直し) P 8
- 4) インフラDX大賞、下請企業表彰等の評価 (R6見直し) P 9
- 5) 施工経験を有さない技術者の育成機会の創出 (R6見直し) P 10

3. 継続して取り組む主な評価項目等

- 1) 総合評価における賃上げ実施企業に対する加点措置 (R4追加) P 11
- 2) 企業の工事成績表定点の評価 (R4見直し) P 12
- 3) 安全施工表彰の評価 (R3見直し) P 13
- 4) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価 (R4追加) P 14
- 5) 登録基幹技能者、建設マスター等の評価 (R2見直し) P 15
- 6) 特別港湾潜水技士の配置に対する評価 (R5追加) P 16
- 7) 海洋・港湾構造物設計士、海上工事施工管理技術者等の評価 (R2見直し) . . . P 17
- 8) 工事に使用する作業船の評価 (R2見直し) P 18
- 9) 地元作業船活用に対する評価 (R4追加) P 21
- 10) 災害時に活用できる作業船保有の評価 (R2見直し) P 22
- 11) 地域精通度・貢献度の評価 (R2見直し) P 23
- 12) ICT活用工事の評価 (H31見直し) P 24
- 13) 技術者の地域精通度の評価 (H30見直し) P 26
- 14) 主任又は監理技術者の配置変更 (H30追加) P 27

1-1) 評価タイプ

東北地方整備局（港湾空港関係）で実施する総合評価落札方式の評価タイプは、下表赤枠のとおりとする。

		施工能力評価型			技術提案評価型		
		II型	I型(標準型)	I型(施工計画重視型)	S型	AIII型	AI型、AII型
分類の考え方	工事内容	<ul style="list-style-type: none"> 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、<u>企業・技術者の能力等で確認する工事</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、<u>企業・技術者の能力等で確認する工事</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、<u>企業・技術者の能力等で確認する工事</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 施工上の特定の課題等に関して、<u>施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> <u>高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合</u> 	AI: 通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 AII: 有力な構造・工法が複数ある場合
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 求めない 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画(施工上の特定テーマに対する施工計画) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工計画(施工上の特定テーマに対する施工計画) 	<ul style="list-style-type: none"> 施工上の工夫等に係る提案 	<ul style="list-style-type: none"> 部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案 	<ul style="list-style-type: none"> 施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
	評価方法	<ul style="list-style-type: none"> 企業・技術者の能力等のみで評価 	<ul style="list-style-type: none"> 可否評価 	<ul style="list-style-type: none"> 点数化して評価 	<ul style="list-style-type: none"> 点数化して評価 	<ul style="list-style-type: none"> 点数化して評価 	<ul style="list-style-type: none"> 点数化して評価
	ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> 実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> 実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 必須 	
	段階的選抜	<ul style="list-style-type: none"> 実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> 実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> 実施しない 	<ul style="list-style-type: none"> 【非WTO】 ・実施しない 【WTO】 ・必要に応じて実施 	<ul style="list-style-type: none"> 実施しない 	
	予定価格	<ul style="list-style-type: none"> 標準案に基づき予定価格を作成 			<ul style="list-style-type: none"> 標準案に基づき予定価格を作成 	<ul style="list-style-type: none"> 技術提案に基づき予定価格を作成 	
加算点	40点 企業、技術者の能力等40点	40点 企業、技術者の能力等40点	40点 ア) 施工計画20点 イ) 企業、技術者の能力等20点	50~60点 【非WTO】 ア) 技術提案30~40点 イ) 企業、技術者の能力等20点 【WTO】 ア) 技術提案60点	70点		
発注形態の目安	設計・施工分離	設計・施工分離	設計・施工分離	設計・施工分離	詳細設計付き 又は 設計・施工分離	設計・施工一括	

1-2) 評価タイプ別の加算点一覧 (例)

東北地方整備局（港湾空港関係）で実施する総合評価落札方式のタイプ別加算点一覧（例）は、下表のとおりとする。

評価項目	評価細目	施工能力評価型												技術提案評価型 (S型)																								
		II型						I型・標準型 (BC等級企業対象)						I型・標準型 (A等級企業対象)						I型・施工計画重視型						非WTO ※ () は1テーマ						WTO						
		作業船評価 あり			作業船評価 なし			作業船評価 あり			作業船評価 なし			作業船評価 あり			作業船評価 なし			作業船評価 あり			地元作業船活用			作業船評価 なし			WTO									
		配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合							
技術提案 施工計画	テーマ①	求めない						可否評価 ※設定したテーマに沿った 施工計画を評価						可否評価 ※設定したテーマに沿った 施工計画を評価						20 20 (30) 20 (-)						40 (30) 67% (60%) 20 (30) 67% (60%) 20 (-)						30 60 100%						
	テーマ②	求めない						可否評価 ※設定したテーマに沿った 施工計画を評価						可否評価 ※設定したテーマに沿った 施工計画を評価						20 20 (30) 20 (-)						40 (30) 67% (60%) 20 (30) 67% (60%) 20 (-)						30 60 100%						
企業の 能力等	施工実績	4			4			4			4			3			3			1.5			1.5			1.5			1.5			---			---			---
	工事成績評定点	6			6			6			6			6			6			3			3			3			3			---			---			
	インフラDX大賞、優良施工表彰又は下請企業表彰、工事成績優秀企業認定	1			2			1			2			2			2			1			1			1			1			---			---			
	安全施工表彰	1			1			1			1			2			2			1			1			1			1			---			---			
	技術開発実績の有無	---			2			---			2			---			2			---			1			---			---			---			---			
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況 (ISO等)	---			2			---			2			---			2			---			1			---			---			---			---			
	登録基幹技能者の配置、建設マスターの配置又は建設シニアマスターの配置、特別港湾潜水技術士の配置	1	18	45%	1	18	45%	1	18	45%	1	18	45%	1	20	50%	2	20	50%	0.5	10	25%	1	10	25%	0.5	10	17% (20%)	0.5	10	17% (20%)	1	10	17% (20%)	---		---	
	工事に使用する作業船 (保有形態)	2			---			2			---			2			---			1			---			1			---			---			---			
	工事に使用する作業船 (新造)	3			---			3			---			3			---			1.5			---			1.5			---			---			---			
	工事に使用する作業船 (環境性能)	2			---			2			---			2			---			1			---			1			---			---			---			
地元作業船の活用	---			---			---			---			---			---			---			---			---			2.5			---			---				
WLB等の推進企業 (港湾土木A等級のみ)	---			---			---			---			---			1			0.5			0.5			0.5			0.5			0.5			---			---	
技術者の 能力等	施工経験 (海外インフラプロジェクト海外実績含む)	6			6			6			6			6			6			2			2			2			2			---			---			
	工事成績評定点	6			6			6			6			8			8			4			4			4			4			---			---			
	海外インフラプロジェクト優秀技術者賞、優秀技術者表彰	2	18	45%	2	18	45%	2	18	45%	2	18	45%	2	20	50%	2	20	50%	2	10	25%	2	10	25%	2	10	17% (20%)	2	10	17% (20%)	2	10	17% (20%)	---		---	
	継続研修 (CPD)	2			2			2			2			2			2			1			1			1			1			---			---			
	品質確保に有益な資格	2			2			2			2			2			2			1			1			1			1			---			---			
地域精通度 ・貢献度	建設業BCP認定	2			2			2			2			---			---			---			---			---			---			---			---			
	災害時に活用できる作業船の保有	---	4	10%	2	4	10%	---	4	10%	2	4	10%	---			---			---			---			---			---			---			---			
	災害時における協定締結	2			---			2			---			---			---			---			---			---			---			---			---			
WLB等の推進企業 (WTOのみ)	---			---			---			---			---			---			---			---			---			---			---			1	1	---		
真上げの実施に関する評価	3	3		3	3		3	3		3	3		3	3		3	3		3	3		3	3		3	3		4 (3)	4 (3)		4 (3)	4 (3)		4 (3)	4 (3)			
加算点合計		43	100%		43	100%		43	100%		43	100%		43	100%		43	100%		43	100%		43	100%		64 (53)	64 (53)	100%		64 (53)	64 (53)	100%		64 (53)	64 (53)	100%		

※「基幹技能者の配置等」及び「特別港湾潜水技術士の配置」の評価は、どちらか一つで評価項目を設定するものとする（重複評価は行わない）
 ※技術提案の評価項目を1つとする場合（1テーマの適用範囲）：①技術的難易度Ⅲの工事 又は ②単工種または主要工種が少ない工事

1 - 3) 一括審査方式

入札手続きの効率化のため、一定の条件を満たす2以上の工事において、提出する申請書以外の資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとし、一括で審査する。

■対象案件：全工事

■適用条件（以下を基本とする）

- ・ 支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
- ・ 工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
- ・ 入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
- ・ 工事種別、発注等級が同じ工事
- ・ 工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
- ・ 難易度が同じ工事

■内容

- ・ 複数工事へ参加の場合でも申請できる技術者は1名
- ・ 複数工事へ参加の場合は申請書は参加するすべての工事に申請
- ・ 複数工事へ参加の場合は申請書以外の資料は共通のものとし、入札公告に記載する工事名の順番の一番早い工事のみ提出すれば良い
- ・ 落札決定を行う順番は入札公告、入札説明書に記載
- ・ 先に落札決定を行う工事で落札者となった参加者は、後に落札決定を行う工事では「無効」

	A者	B者	C者	D者
申請	工事① 工事③ 加算点2位	工事① 工事② 工事③ 加算点1位	工事① 工事② 工事③ 加算点4位	工事① 工事② 工事③ 加算点3位
工事①	評価値2位	評価値1位 落札	評価値4位	評価値3位
↓				
工事②	不参加 —	無効	評価値2位	評価値1位 落札
↓				
工事③	評価値1位 落札	無効	評価値2位	無効

1-4) チャレンジ型 (R3見直し)

地域企業や受注実績の少ない企業の参加が想定される工事において、工事实績評価の比率を下げ、技術提案力をより高く評価するチャレンジ型を引き続き実施する。

■配点例：

評価項目	評価細目	施工能力評価型											技術提案評価型 (S型)						
		I型・標準型 (BC等級企業対象)						I型・施工計画重視型					非WTO ※ () は1テーマ						
		作業船評価 なし			チャレンジ型			作業船評価 なし			チャレンジ型			作業船評価 なし			チャレンジ型		
		配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合	配点	加算点 合計	割合
技術提案 施工計画	テーマ①	可否評価 ※設定したテーマに沿った 施工計画を評価			30	30	75%	20	20	50%	30	30	75%	20	40 (30)	67% (60%)	20 (30)	40 (30)	80% (75%)
	テーマ②							--			--			20			20 (-)		
企業の 能力等	施工実績	4			2			1.5			1.5			1.5			1.5		
	工事成績評定点	6			--			3			--			3			--		
	インフラDX大賞、優良施工表彰又は下請企業 表彰、工事成績優秀企業認定	2			--			1			--			1			--		
	安全施工表彰	1			--			1			--			1			--		
	技術開発実績の有無	2	18	45%	1	5	12.5%	1	10	25%	1	5	12.5%	1	10	17% (20%)	1	5	10% (12.5%)
	品質管理・環境マネジメントシステムの取組 状況 (ISO等)	2			1			1			1			1			1		
	登録基幹技能者の配置、 建設マスターの配置又は 建設ジュニアマスターの配置、	1			1			1			1			1			1		
	特別港湾潜水技術士の配置																		
WLB等の推進企業 (港湾土木A等級のみ)	--			--			0.5			0.5			0.5			0.5			
技術者の 能力等	施工経験 (海外インフラプロジェクト海外実績含む)	6			3			2			3			2			3		
	工事成績評定点	6			--			4			--			4			--		
	海外インフラプロジェクト優秀技術者賞、 優秀技術者表彰	2	18	45%	--	5	12.5%	2	10	25%	--	5	12.5%	2	10	17% (20%)	--	5	10% (12.5%)
	継続研鑽 (CPD)	2			1			1			1			1			1		
	品質確保に有益な資格	2			1			1			1			1			1		
地域精進度 ・貢献度	建設業BCP認定	2			--			--			--			--			--		
	災害時に活用できる作業船の 保有	2	4	10%	--			--			--			--			--		
	災害時における協定締結	--			--			--			--			--			--		
賞上げの実施に関する評価	3	3		3	3		3	3		3	3			4 (3)			3		
加算点合計			43	100%		43	100%		43	100%		43	100%		64 (53)	100%		53 (43)	100%

2-1) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価 (R6見直し)

ワーク・ライフ・バランス (WLB) を推進する企業を評価

- 女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性躍進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、法令に基づく認定企業等を評価するため、**対象案件を拡大**する。

■対象案件：**港湾土木 A 等級およびWTO対象の全工事**

■評価基準：

評価項目	評価基準	配点
WLB等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等) ・次世代法に基づく認定(プラチナくるみん・くるみん・トライくるみん認定企業) ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	<u>0.5 or 1</u>
	認定を受けていない	0

※配点は、工事種別によって異なる。詳細は、P3「評価タイプ別の加算点一覧(例)」を参照。

※共同企業体については、代表者又は構成員のいずれかが上表の認定を受けていれば加点対象となる。

■配点例：技術提案評価型 (S型 非WTO) 企業の能力等 配点合計10点

WLB評価の対象となる認定制度

対象工事の評価項目		配点	
企業の能力等	同種工事の施工実績	<u>1.5</u>	
	工事成績評定点	3	
	インフラDX大賞、優良施工表彰等	1	
	安全施工表彰	1	
	現場技能者の資格等	0.5	
	WLB推進企業の認定	<u>0.5</u>	
	作業船の保有形態	1	2.5 新造と環境性能の重複評価は行わない
	作業船の新造	1.5	
作業船の環境性能	1		

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等
(女性採用比率、勤続年数男女差等)



- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
(職場ぐるみで子育てサポート等)



- 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定
(若者の採用や人材育成に積極的等)



2-2) 配置予定技術者の工事成績評定点の評価 (R6見直し)

東北地方整備局管内における工事成績評定点の実績 (※) を踏まえ、配置予定技術者の工事成績評定点の「評価基準」の見直し (最高点を80点から85点へ) を行う。

■対象案件：全工事

■評価基準および配点 ※施工能力評価型(I型・標準型、BCランク企業対象)の場合

●従来まで

評価項目	評価基準	配点	加算点
地方整備局(8局)が発注した工事のうち、監理(主任)技術者および現場代理人として従事した、平成29年度～令和3年度に元請けとして、完成・引き渡し完了した工事(港湾土木工事に限る)がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点(小数第2位を切り捨てとし、小数第1位までとする)	80.0点を最高点、70.0点を最低点とする比例配分方式により、評価を行い配点を算定。 なお、配点は小数第3位を切り捨てとし、小数第2位までとする。	6.0	/6.0
	70点未満又は、実績無し	0.0	

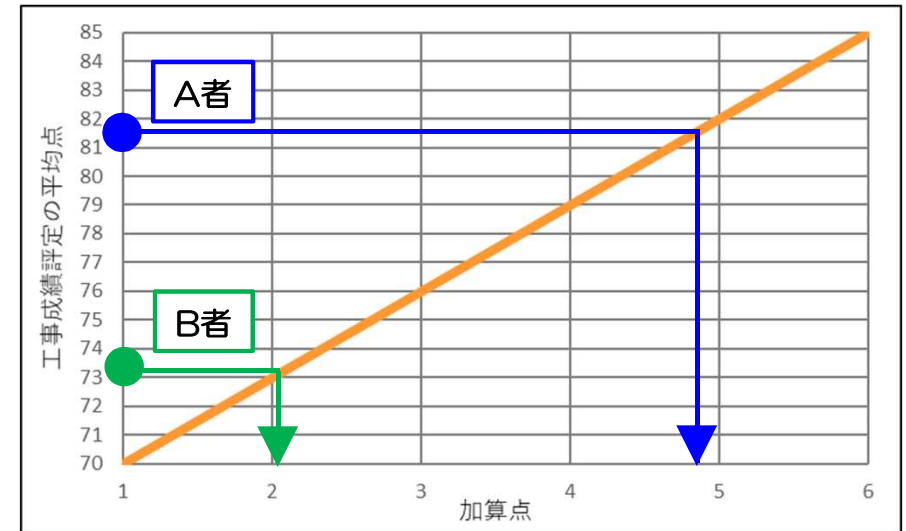
●見直し

評価項目	評価基準	配点	加算点
地方整備局(8局)が発注した工事のうち、監理(主任)技術者および現場代理人として従事した、 <u>平成30年度～令和4年度</u> に元請けとして、完成・引き渡し完了した工事(港湾土木工事に限る)がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点(小数第2位を切り捨てとし、小数第1位までとする)	<u>85.0点を最高点</u> 、70.0点を最低点とする比例配分方式により、評価を行い配点を算定。 なお、配点は小数第3位を切り捨てとし、小数第2位までとする。	6.0	/6.0
	70点未満又は、実績無し	0.0	

■算定例

工事成績評定点の平均点

- ・A者 : 81.7点
- ・B者 : 73.2点



加算点

- ・A者 : 4.90点
- ・B者 : 2.06点

※) 東北地方整備局管内の工事成績評定点について
<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/seisekigaiyou/seisekigaiyouindex.html>



配置予定技術者の評価項目「施工実績」「工事成績評定点」の「配点」の見直し（施工実績の配点を引き下げて、成績点の配点をを上げる）を行う。

■対象案件：全工事（WTO以外、A等級企業対象）

■評価基準および配点 ※例）技術提案評価型（S型非WTO）の場合

●従来まで

評価項目	評価基準	配点
平成21年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡し完了した同種工事における施工経験での立場（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績（港湾空港関係に限る）を含む）	より同種性の高い工事において 監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事	3
	より同種性の高い工事において 担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、 監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事	1.5
	同種性が認められる工事において、 担当技術者として従事	0
地方整備局（8局）が発注した工事のうち、監理(主任)技術者および現場代理人として従事した、平成30年度～令和4年度に元請けとして、完成・引き渡し完了した工事（港湾土木工事に限る）がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点（小数第2位を切り捨てとし、小数第1位までとする）	80.0点を最高点、70.0点を最低点とする比例配分方式により、 評価を行い配点を算定。 なお、配点は小数第3位を切り捨てとし、小数第2位までとする。	3.0 ～ 0.5
	70点未満又は、 実績無し	0.0

●見直し

評価基準	配点		
より同種性の高い工事において 監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事	2		
より同種性の高い工事において 担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、 監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事	1.0		
同種性が認められる工事において、 担当技術者として従事	0		
85.0点を最高点、70.0点を最低点とする比例配分方式により、 評価を行い配点を算定。 なお、配点は小数第3位を切り捨てとし、小数第2位までとする。	4.0 ～ 0.5		
		70点未満又は、 実績無し	0.0

2-4) インフラDX大賞、下請企業表彰の評価 (R6見直し)

インフラDX大賞（令和4年度改称、旧：i-Construction）、および東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事で受賞された下請企業表彰については、評価期間を5年で評価する。（なお、局長表彰は、従前通り東北地方整備局管内のみの評価とする。）

■対象案件：全工事（WTO以外）

■評価基準

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等： <u>平成31年度～令和5年度</u> に受賞したインフラDX大賞（i-Construction大賞含む、港湾空港関係に限る）、東北地方整備局が発注した工事のうち、 <u>平成31年度～令和5年度</u> に受賞した優良施工表彰又は下請企業表彰、工事成績優秀企業認定（港湾空港関係に限る）の有無	①インフラDX大賞（i-Construction大賞含む） （国土交通大臣賞、優秀賞） ②優良施工表彰（局長） ③成績優秀企業認定有	1 or 2
	①優良施工表彰（事務所長） ②下請企業表彰（事務所長）	0.5 or 1
	実績無し	0

※インフラDX大賞（i-Construction大賞含む）（国土交通大臣賞、優秀賞）の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。

※①インフラDX大賞（i-Construction大賞含む）（国土交通大臣賞、優秀賞）、②優良施工表彰（局長）、③成績優秀企業認定評価は①、②、③のいずれか一つ（重複した評価はしない）

※①優良施工表彰（事務所長）、②下請企業表彰（事務所長）評価は①、②のいずれか一つ（重複した評価はしない）

※入札参加提出資料（表彰状（写））で確認する。

※配点は、工事種別によって異なる。詳細は、P3「評価タイプ別の加算点一覧（例）」を参照。

2-5) 施工経験を有さない技術者の育成機会の創出 (R6見直し)

【若手技術者登用促進型（工事）】から
【主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）】へ見直し

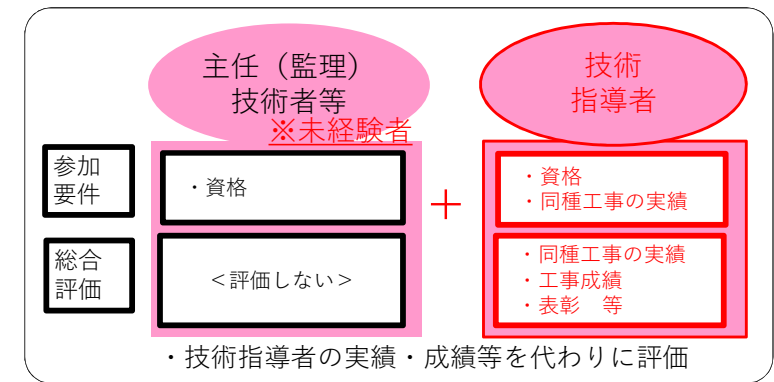
○主任（監理）技術者等未経験者の定義：
主任（監理）技術者もしくは現場代理人として
競争参加資格に定める同種工事の施工経験を持
たないこと

■目的

建設業における持続的な担い手の確保に向けて、主任（監理）技術者もしくは現場代理人としての施工経験を有さない技術者（主任（監理）技術者等未経験者）に対して育成機会の創出を図るとともに、施工経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

■実施概要

主任（監理）技術者等未経験者と技術指導者を配置する場合には技術指導者を評価対象とすることにより、育成機会の創出に寄与する。



■評価対象となる技術者の配置

①工事難易度Ⅰ～ⅢかつWTO非対象工事)
主任（監理）技術者等未経験者
+ 技術指導者（非専任※）

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者（非専任※）の実績で評価する。
※別件工事で専任配置をしていないことを条件として、
技術指導者（非専任）は、工事3件まで登録可能とする。

②工事難易度Ⅳ～ⅥまたはWTO対象工事)
主任（監理）技術者等未経験者
+ 技術指導者（専任）

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者（専任）の実績で評価する。

■対象案件

全工事

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設定し、賃上げの表明を行った企業に対して加点を行うもの。

■対象案件：全工事

■加点例

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施表明	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、 <u>対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明</u> 【大企業】	3~4点
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、 <u>対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明</u> 【中小企業等】	

$$\text{評価値} = \frac{\text{標準点} + (\text{加算点} + \text{賃上げ加算点}) + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

■賃上げ未達成の受注者に対する減点

賃上げ未達成の場合は、財務省から通知された日から1年間、国の総合評価落札方式による全ての調達において、入札時に加点した割合よりも大きく減点する。

3-2) 企業の工事成績評定点の評価 (R4見直し)

東北地方整備局管内における工事成績評定点の実績 (※) を踏まえ、評価項目「企業の技術力」>評価細目「工事成績評定点」>「評価基準および配点」の見直しを行う。

■対象案件：全工事

■評価基準および配点 ※施工能力評価型(Ⅰ型・標準型)の場合

●従来まで

評価項目	評価基準	配点	加算点
東北地方整備局が発注した工事のうち、平成29年度～令和3年度に元請けとして、完成・引き渡し完了した工事（港湾土木工事に限る）がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点	80点以上	6.0	/6.0
	78点以上80点未満	5.0	
	76点以上78点未満	4.0	
	74点以上76点未満	3.0	
	72点以上74点未満	2.0	
	70点以上72点未満	1.0	
	70点未満又は、実績無し	0.0	



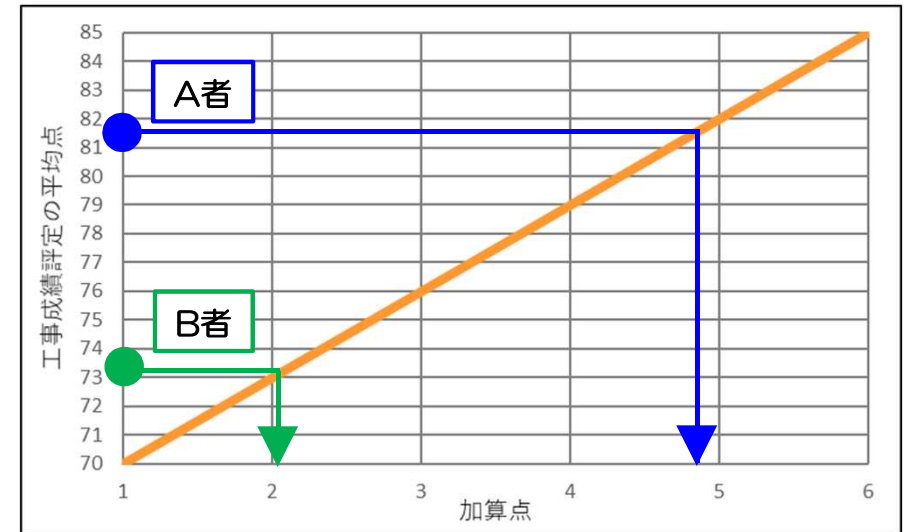
●見直し

評価項目	評価基準	配点	加算点
東北地方整備局が発注した工事のうち、平成30年度～令和4年度に元請けとして、完成・引き渡し完了した工事（港湾土木工事に限る）がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点（小数第2位を切り捨てとし、小数第1位までとする）	85.0点を最高点、70.0点を最低点とする比例配分方式により、評価を行い配点を算定。 なお、配点は小数第3位を切り捨てとし、小数第2位までとする。	6.0 ～ 1.0	/6.0
	70点未満又は、実績無し	0.0	

■算定例

工事成績評定点の平均点

- ・A者 : 81.7点
- ・B者 : 73.2点



加算点

- ・A者 : 4.90点
- ・B者 : 2.06点

※) 東北地方整備局管内の工事成績評定点について
<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/seisekigaiyou/seisekigaiyouindex.html>



3-3) 安全施工表彰の評価 (R3見直し)

東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事で受賞した安全施工表彰については、引き続き評価期間を4年で評価する。

■対象案件：全工事（W T O以外）

■評価基準

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等： 東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事のうち、 <u>令和2年度～令和5年度</u> に受賞した安全施工表彰の有無	東北地方工事安全施工推進大会実行委員会表彰（局長表彰）の実績有り	1 or 2
	事務所長表彰の実績有り	0.5 or 1
	実績無し	0

※現場代理人表彰を企業に置き換えて評価する。

※東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事で、受賞日以降、競争参加資格申請に係る資料又は技術資料の提出期限までに工事事務による文書注意以上を受けた場合は、評価対象外とする。

※入札参加提出資料（表彰状（写））で確認する。

※配点は、工事種別によって異なる。詳細は、P3「評価タイプ別の加算点一覧（例）」を参照。

海外インフラプロジェクトに従事した技術者の認定及び表彰の実績について、「技術者の能力等」で評価する。

■対象案件：全工事（W T O以外）

■評価基準

①施工経験

評価項目	評価基準	配点
技術者の能力等： <u>平成21年4月1日以降</u> に元請けとして、完成・引き渡しが完了した同種工事における施工経験での立場（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績（港湾空港関係に限る）を含む）	より同種性の高い工事において監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事	<u>2~6</u>
	より同種性の高い工事において担当技術者として従事、又は同種性が認められる工事において、監理（主任）技術者あるいは現場代理人として従事	<u>1~3</u>
	同種性が認められる工事において、担当技術者として従事	0

※配点は、工事種別によって異なる。詳細は、P3「評価タイプ別の加算点一覧（例）」を参照。

②表彰

評価項目	評価基準	配点
技術者の能力等： 海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞（港湾空港関係に限る）の有無、東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事のうち、 <u>平成31~令和5年度</u> に受賞した優秀工事技術者表彰の有無	①海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞 ②優秀工事技術者表彰（局長）	2
	①海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞 ②優秀工事技術者表彰（事務所長）	1
	実績無し	0

※入札参加提出資料（表彰状（写））で確認する。

3-5) 登録基幹技能者、建設マスター等の評価 (R2見直し)

建設工事で生産性の向上を図り、品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するため、また、建設業界の担い手の確保・育成の観点より、優秀な現場従事技能者として「登録基幹技能者」「建設マスター」「建設ジュニアマスター」の活用を推進する。

- 登録基幹技能者
熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者
- 建設マスター
建設産業の第一線で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技術・技能を持ち、後進の指導・育成などに多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰した技能者
- 建設ジュニアマスター
建設マスターに達するまでの技術・技能の向上を図り、今後さらなる活躍が期待される青年技能者を土地・建設産業局長が顕彰した技能者

■対象案件：全工事（WTO以外）

■評価基準：

評価の項目	評価基準	配点
企業の能力等： 技能者等の配置	登録基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターを配置する	0.5~2
	登録基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターを配置しない	0

- ※要件等
- ・技能者は元請又は下請と直接的かつ恒常的な雇用関係であること
 - ・該当工種の施工期間全てに配置できるもの
 - ・競争参加は申請のみで評価し、資格者証や配置予定技術者名簿等の提出は不要であるが、受注後に履行確認（資格と従事）を行い、不履行の場合はペナルティ（成績減点）

※配点は、工事種別によって異なる。詳細は、P3「評価タイプ別の加算点一覧（例）」を参照。

■主な適用事例：

配置を求める工種	対象となる登録基幹技能者	対象となる建設マスター
浚渫工	海上起重	しゅんせつ工、建設機械運転工（海上工事）
ケーソン据付	海上起重	建設機械運転工（海上工事）、潜水士
ケーソン製作	鉄筋、型枠、圧送	とび工、大工、コンクリート工

3-6) 特別港湾潜水技士の配置に対する評価 (R5追加)

潜水作業を伴う工事について、潜水作業の的確な施工と品質及び安全性向上を図るため、当該工事の潜水作業指揮者又は潜水業管理者に「特別港湾潜水技士」の資格を保有する者を配置する場合に、評価項目「企業の能力等」において評価する。

- 対象案件：全工事（W T O以外）
 - ※潜水作業を伴う工事を対象に試行

■評価基準

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等： 特別港湾潜水技士の配置	「特別港湾潜水技士」の資格を取得あり	0.5~2
	「特別港湾潜水技士」の資格を取得なし	0

- ※要件等
 - ・下請け企業の配置予定現場従事者（潜水作業管理者）が、特別港湾潜水技士の資格を保有しているものとする。
 - ・競争参加は申請のみで評価し、資格者証等の証明書類等の提出は不要であるが、受注後に履行確認（資格と従事）を行い、不履行の場合は工事成績評定を減点する。

※配点は、工事種別によって異なる。詳細は、P3「評価タイプ別の加算点一覧（例）」を参照。

海洋構造物の品質確保と円滑かつ安全な施工を実施するとともに、当該工事における現場不一致等への迅速な対応を図るため、工事内容に応じた海上工事施工管理技術者等の資格を総合評価の「技術者の能力等」にて評価を行う。

■対象案件：全発注工事（W T O 以外）

■評価基準

評価項目	評価基準	配点
技術者の能力等： 当該工事の品質確保に有益な資格の取得状況	資格有り	1 or 2
	資格無し	0

※配点は、工事種別によって異なる。詳細は、P3「評価タイプ別の加算点一覧（例）」を参照。

確認資料の添付

法令による資格・免許の確認のための免許等の写しを添付すること

【令和2年度より追加】

○海洋・港湾構造物設計士

※原則、港湾構造物(岸壁・防波堤等)を施工する工事を対象とする。

【これまでの有益な資格の設定例】

○海上工事施工管理技術者（Ⅰ類：浚渫 Ⅱ類：コンクリート構造物 Ⅲ類：鋼構造物）
（一財）港湾空港総合技術センター認定

○コンクリート技士またはコンクリート主任技士：（公社）日本コンクリート工学会認定
※コンクリート打設を実施する工事を対象とする。

3-8) 工事に使用する作業船の評価 (R2見直し)

作業船の維持、性能向上を図るため、作業船を使用する工事について、新造及び環境性能の加点を増やし評価する。

- 対象案件：作業船を使用する工事 (W T O以外)
- 評価における加点

- ・『保有形態』の評価方法は、以下のとおり「登記簿」での保有比率又は、「海上保険証券」の保険支払比率に応じて加点する。
 - 1位 登記簿での保有比率50%以上又は、海上保険証券の保険支払比率50%以上(2.0点)
 - 2位 登記簿での保有比率20%以上50%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%以上50%未満(1.0点)
 - 3位 登記簿での保有比率20%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%未満(0.5点)
 ⇒**証明資料：「登記簿 (写)」、「海上保険証券 (写) 」**
- ・『新造』の評価方法は、平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、かつ作業船の財産を保有するとともに、海防法に基づく放出基準を満足するものを対象とし、新造のみに関わる企業の出資比率に応じて加点する。
 なお、加点期間は、新造後15年※を標準とする。
 - 1位 出資比率が50%以上(3.0点)
 - 2位 出資比率が20%以上50%未満(1.5点)
 - 3位 出資比率が20%未満(0.5点)
 ⇒**証明資料：「登記簿 (写)」、「国際大気汚染防止原動機証書 (写)」、「売買契約書 (写) 」**
- ・『環境性能』の評価方法は、作業船の財産を保有するとともに、海防法に基づく放出基準を満足しているものを対象とし、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の取替等に関わる企業の出資比率に応じて加点する。
 なお、加点期間は原動機製造後(新品取替)15年※、中古船については建造後15年※を標準とする。
 - 1位 出資比率が50%以上(2.0点)
 - 2位 出資比率が20%以上50%未満(1.0点)
 - 3位 出資比率が20%未満(0.5点)
 ⇒**証明資料：「登記簿 (写)」、「国際大気汚染防止原動機証書 (写)」、「売買契約書 (写) 」**

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表)を参考

【R元まで】

保有形態	配点		合計 (最大)
	新造	環境性能	
2※ ²	2※ ²	—	4
2※ ²	—	1※ ²	3

※2 自社保有以外の場合は、配点に保有比率を掛ける。



【R2以降】

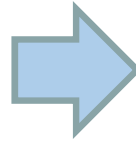
保有形態	配点		合計 (最大)
	新造	環境性能	
2	3	—	5
2	—	2	4

『新造』と『環境性能』の重複した評価はしない

3-8) 工事に使用する作業船の評価 (R2見直し)

■評価基準：(例)

	評価項目	H31評価基準	配点
本工事に使用する作業船	保有形態	自社保有している	2
		共同保有している	2×持ち分比率
		保有していない	0
	新造	自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する	2×出資比率
	環境性能	作業船を所有し、環境性能を満足する	1×出資比率
		上記以外	0



	評価項目	R2評価基準	配点
本工事に使用する作業船	保有形態	保有比率50%以上 又は、保険支払比率50%以上	2
		保有比率20%以上50%未満 又は、保険支払比率20%以上50%未満	1
		保有比率20%未満 又は、保険支払比率20%未満	0.5
		確認資料なし	0
	新造	出資比率50%以上	3
		出資比率20%以上50%未満	1.5
		出資比率20%未満	0.5
		確認資料なし	0
	環境性能	出資比率50%以上	2
		出資比率20%以上50%未満	1
		出資比率20%未満	0.5
		確認資料なし	0

<主な見直し内容>

- 「登記簿」での保有比率、機器購入、新造への出資比率に区分を設定し、加点することに変更する。
- 保有形態の評価に、船舶の管理運営状況を示す「海上保険証券」の支払比率を追加し、比率による加点
- ◎環境性能とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物放出量に係る放出基準」を満足

<申請した作業船が工事において「使用された」と判断する基準(使用日数)>

- 作業船評価は、申請時に作業船使用工種及び使用船舶を記載した様式を提出すること。
- 申請した作業船は当該工事で使用する履行義務が課せられるので留意すること。
- 当初の施工計画時点の数量を対象とし、使用日数が実日数の50%以上。(不履行の場合は「工事成績評定を3点減点」する。)
※複数の作業船を申請した場合は、1隻又は複数の合算使用日数が実日数の50%以上。

※新造と環境性能の重複した評価はしない。

※申請できる作業船は複数でも可とするが、評価の一番低い作業船を加算対象とする。

3-8) 工事に使用する作業船の評価 (R2見直し)

■対象となる作業船の船種：下表に示す主作業船のうち、原動機が設置されている船舶を対象(規格は問わない)

①ポンプ浚渫船	⑥空気圧送船	⑪コンクリートミキサー船
②グラブ浚渫船	⑦旋回起重機船	⑫ケーソン製作用台船
③バックホウ浚渫船	⑧固定起重機船	⑬深層混合処理船
④リクレーマ船	⑨クレーン付台船	⑭サンドドレーン船
⑤バージアンローダ船	⑩杭打船	⑮サンドコンパクション船

※港湾請負工事積算基準 2-1-(16)「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」のうち、主作業船を抜粋

■環境性能の評価 (窒素酸化物の放出量に係る放出基準【海防法施行令】)

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であって、 定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転未満 のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が 14.4以下 であること。
二 ディーゼル機関であって、 定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満 のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下 であること。
三 ディーゼル機関であって、 定格出力が130kWを超え、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上 のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が 7.7以下 であること。
四 前三号に掲げるもの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。
備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。	

3-9) 地元作業船活用に対する評価 (R4追加)

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業を担う作業船の保有・維持を促進するため、地元企業が所有する船舶を当該工事に使用する場合に「企業の能力等」で評価する。

■対象案件：技術提案評価型 S型 (非WTO)

■評価基準

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等： 地元作業船の活用	地元企業の所有する作業船を活用	2.5
	該当なし	0

○対象とする作業船

工事の主要工種において、当該港の所在する都道府県内に本社・本店を有している地元企業が所有する「グラブ浚渫船」、「バックホウ浚渫船」、「起重機船」、「クレーン付台船」のいずれかとする。

※地元企業が所有する船舶の定義

- ・ 100%自社保有の船舶
- ・ 親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%保有の船舶
- ・ 親会社と共有で100%保有している船舶 など

○加点点評価の条件

主要工種の作業日数の30%以上活用すること。但し、作業船の使用が主要工種を含む複数工種にまたがる場合には、複数工種を含む合計作業日数の30%以上でも可とする。

また、複数の地元作業船にて、主要工種及び主要工種を含む複数工種の作業を行う場合も地元作業船の合計作業日数が30%以上であれば可とする。

○履行確認

参加申請時は申請のみでの評価とする。受注後に監督職員により履行確認を行い、受注者の責により不履行となった場合は、請負工事成績評定の減点を行う。

3-10) 災害時に活用できる作業船保有の評価 (R2見直し)

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業に作業船の保有・維持は必要不可欠であるため、作業船保有企業の受注機会確保に向け、作業船を使用しない工事において、作業船を保有している企業を「地域精通度・貢献度」で評価する。

■対象案件：作業船を使用しない工事（A等級参入以外の施工能力評価型 I型・II型）

■加算評価条件：（以下のすべての条件を満足）

- ①災害時において迅速に対応する必要があるため、作業船を自社保有していること。
- ②東北地方整備局（港湾空港部）と災害協定書を締結している協会等の会員となっている企業。

■評価基準：

評価項目	評価基準	配点
地域精通度・貢献度： 災害時に活用できる作業船の保有	自社保有あり	2
	自社保有無し	0

※災害時に活用できる作業船とは、自社保有の「グラブ浚渫船」「バックホウ浚渫船」「起重機船」「クレーン付台船」のいずれかとする。

※作業船は自社保有していること。 ⇒ 証明資料：「登記簿（写）」

自社保有の定義

- ・ 100%自社保有の船舶
- ・ 親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%保有の船舶
- ・ 親会社と共有で100%保有している船舶 など

3-11) 地域精通度・貢献度の評価 (R2見直し)

災害発生時の迅速な状況把握や円滑かつ的確な対応を行い、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために、作業船を使用する工事において、東北地方整備局（港湾空港部）と災害協定を締結している協会の会員を「地域精通度・貢献度」で評価する。

■対象案件：作業船を使用する工事（A等級参入以外の施工能力評価型 I型・II型）

■加点点評価条件：

東北地方整備局（港湾空港部）と災害協定を締結している協会等の会員となっている企業

■評価基準：

評価項目	評価基準	配点
地域精通度・貢献度： 災害協定締結の有無	東北地方整備局（港湾空港部）と災害協定を締結している協会等の会員となってる企業	2
	東北地方整備局（港湾空港部）と災害協定の締結なし	0

※災害協定を締結している場合は、様式に記載し、協定書の写し等の事実を証明できる資料を添付すること。

※協会を通じて協定締結を行っている場合は、協会員であることを証明できる資料を併せて添付すること。

3-12) ICT活用工事の評価 (H31見直し)

国土交通省が提唱するi-constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、数量計算、施工、出来形測量、検査及び工事完成図書や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事」について評価を行う。

■対象案件：港湾等しゅんせつ工事（浚渫工）、港湾土木工事（基礎工、ブロック据付工）、発注者指定以外

■評価基準：

評価項目		評価基準	配点
企業の能力等： ICT活用工事計画	① 3次元起工測量 ② 3次元数量計算 ③ ICTを活用した施工 ④ 3次元出来形測量 ⑤ 3次元データの納品	①～⑤の全ての段階で全面的に活用する	1 or 2
		①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、または活用しない	0

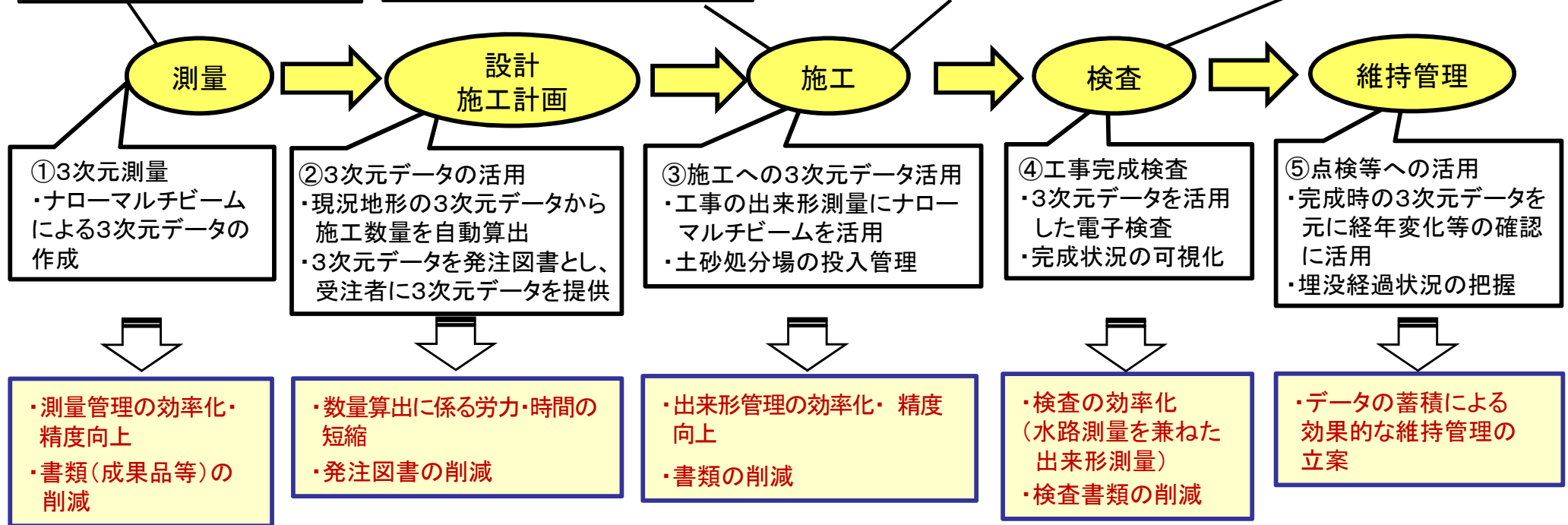
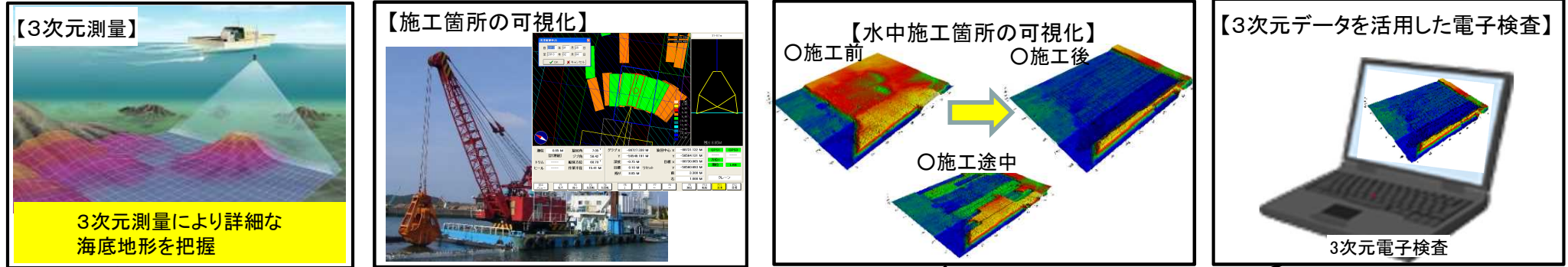
■配点例：施工能力評価型 I型（標準型）A等級対象

対象工事の評価項目		配点	
企業の能力等 (配点合計20点)	同種工事の施工実績	3	
	工事成績評定点	6	
	インフラDX大賞、優良施工表彰等	2	
	安全施工表彰	1	
	ICT活用工事	2	
	WLB推進企業の認定	1	
	作業船の保有形態	2	5 新造と環境性能の重複評価は行わない
	作業船の新造	3	
	作業船の環境性能	2	

○ICT活用工事の総合評価：施工者希望型
受注者の希望によって「ICT活用工事」を実施する場合、総合評価落札方式において、ICT活用の計画について評価する。また、必要な経費を設計変更にて計上する。

- 港湾工事の生産性向上を目指して、浚渫工・基礎工・ブロック据付工にICTを導入
- 必要となる技術基準や積算基準は平成28年度に整備

■ICTの全面的な活用



■その他

- ・発注方式は、発注者指定型(経費は当初設計で計上)、施工者希望型(ICT活用計画を評価、経費は設計変更で計上)
- ・ICT活用工事を実施した場合は工事成績評定で評価する

3-13) 技術者の地域精通度の評価 (H30見直し)

東北地方の技術者の育成・定着及び転勤による負担軽減を目的に、東北地域に精通した技術者を積極的に活用し、工事の円滑な実施と品質向上を図るため、技術者の地域精通度を評価する試行工事を実施する。

■対象案件：A等級企業対象 (W T O以外)

■評価基準：

評価項目	評価基準	配点
技術者の能力等： 当該エリアにおける 過去4年間の工事実績	当該エリアにおいて、 <u>3件以上の工事</u> で、主任（監理）技術者あるいは現場代理人として従事	2 or 4
	当該エリアにおいて、 <u>1件以上の工事</u> で、主任（監理）技術者あるいは現場代理人として従事、又は、当該エリアにおいて、 <u>3件以上の工事</u> で、担当技術者として従事	1 or 2
	当該エリアにおいて、3件未満の工事で、担当技術者として従事	0

- ※要件等
- ・元請けまたは下請けとして受注金額1,000万円以上の工事を対象
 - ・工事実績は港湾関係か否かは問わない
 - ・CORINS等のデータの写し、または契約書の写し等により実績を確認
 - ・当該エリアの範囲は、都道府県単位とする

■配点例：施工能力評価型 I型（標準型）A等級対象

対象工事の評価項目		配点
技術者の能力等 (配点合計20点)	同種工事の施工経験	6
	工事成績評定点	8
	優良技術者表彰	2
	技術者の地域精通度	4

3-14) 主任又は監理技術者の配置変更 (H30追加)

■目的

配置予定主任又は監理技術者を複数名申請から1名申請のみとし、併せて契約後の変更を認めることにより、主任又は監理技術者の柔軟な配置や申請書類の削減、申請手続きの簡素化に繋がる。

■実施概要

- ・ 主任又は監理技術者について申請時は1名のみを申請することとし、複数申請は認めない。
- ・ 契約後の主任又は監理技術者の変更を認める。

■変更申請受け付け期間

- ・ 落札決定日から工事着手日1週間前まで
※工事着手日は、準備工事（現場事務所等設置や現地測量）の初日をいう。
※変更申請は、変更主任（監理）技術者に係る審査期間の確保のため、工事着手日の1週間前を期限とする。

■変更主任又は監理技術者の条件

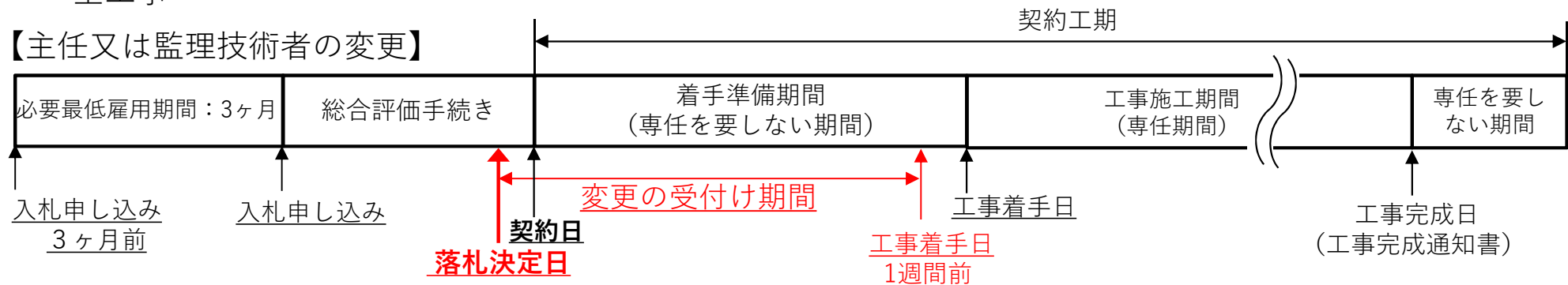
- ・ 入札申込みの3ヵ月前以前から受注者に雇用されていること
- ・ 変更前の主任又は監理技術者と同等以上の技術力が確保されること
※同等以上の技術力とは、技術者の資格・施工経験・表彰実績等に基づく総合評価の評価合計点が同点以上となること

■主任又は監理技術者を変更する際の提出書類

- ・ 落札決定日から工事着手日1週間前までに変更主任又は監理技術者の技術力が同等と判断できる書類を提出する。
※変更主任又は監理技術者の資格・施工経験・表彰実績など
※受注者における一定の雇用期間（入札申込みの3ヶ月前以前から継続）が確認できる資料

■対象案件

- ・ 全工事



業務の総合評価落札方式等について

1. 総合評価落札方式における評価タイプ等

- 1) 建設コンサルタント等業務の発注方式 P29
- 2) 発注方式別の加算点一覧 (例) P30

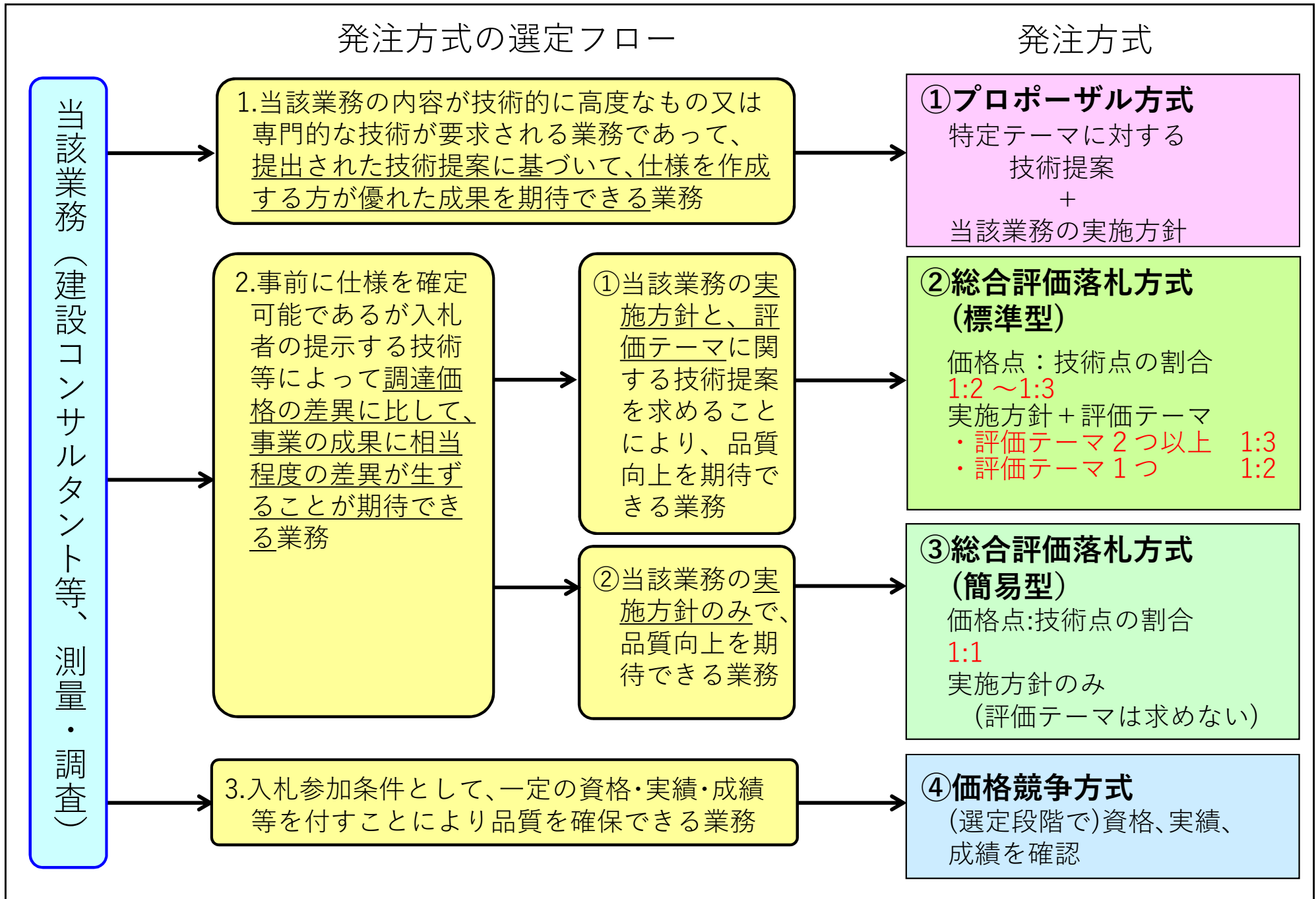
2. 令和5年度からの変更点

- 1) 業務チャレンジ型 (R6見直し) P31

3. 継続して取り組む主な評価項目等

- 1) 総合評価における賃上げ実施企業に対する加点措置 (R4追加) P32
- 2) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価 (R4追加) P33
- 3) 災害活動への表彰・感謝状に対する加点評価 (R4追加) P33
- 4) 業務成績評定点の評価基準の見直し (R4見直し) P34
- 5) 港湾海洋調査士等の評価について (R3見直し) P35
- 6) 過年度関連業務資料のデジタル情報での提示について (R3見直し) P36
- 7) 若手技術者の技術の習得機会の拡大 (H30追加) P37

1-1) 建設コンサルタント等業務の発注方式



1 - 2) 発注方式別の加算点一覧 (例)

発注方式		プロポーザル方式	総合評価落札方式			価格競争	備考		
			標準型		簡易型				
			1:3 (価格点:技術点の割合)	1:2 (価格点:技術点の割合)	1:1 (価格点:技術点の割合)				
①選定・指名段階									
参加 及 申 請 者 の 力	資格要件	技術部門登録	3	3	3	3	3	測量・調査業務は設定しない	
	業務経験	業務実績	6	6	6	6	6		
	専門技術力	業務成績	24	24	24	24	24		
		優良表彰	4	4	4	4	4		
	事故及び不誠実な行為		(-5)	(-5)	(-5)	(-5)	(-5)	該当する場合は減点する	
の 配 置 予 定 技 術 力 者	資格要件	配置予定管理技術者資格	5 [6]	5 [6]	5 [6]	5 [6]	5 [6]		
	業務経験	業務実績	8	8	8	8	8		
	専門技術力	業務成績	30	30	30	30	30		
		優良表彰	8	8	8	8	8		
業務実施体制		妥当性	-	-	-	-	-	妥当性がない場合は選定しない	
【選定段階】配点合計			88 [89]	88 [89]	88 [89]	88 [89]	88 [89]		
②特定・入札段階									
の 配 置 予 定 技 術 力 者	資格要件	配置予定管理技術者資格	7 [9]	7 [9]	7 [9]	7 [9]	-		
	業務経験	業務実績	16	16	16	16	-		
	専門技術力	業務成績	10	20	20	20	-		
		優良表彰	5	5	5	5	-		
業務の実施方針、実施フロー、工程計画・その他	業務理解度	目的、条件、内容の理解度	15	18	18	20	-		
	実施手順	業務実施手順、実施フロー、工程計画	15	18	18	30	-		
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘	10	-	-	-	-		
評 価 テ ー マ に 対 す る 技 術 提 案	評価テーマ①	的確性	現場条件、地域特性など	15	18	18	-	-	
			着眼点、問題点、解決方法など	15	18	18	-	-	
		実現性	提案内容の説得力	15	18	18	-	-	
			類似実績などの明示	10	10	10	-	-	
	評価テーマ②	的確性	現場条件、地域特性など	15	18	-	-	-	
			着眼点、問題点、解決方法など	15	18	-	-	-	
		実現性	提案内容の説得力	15	18	-	-	-	
			類似実績などの明示	10	10	-	-	-	
【特定・入札段階】配点合計			188 [190] (1者に特定のうえ随契)	212 [214] (換算後60)	148 [150] (換算後60)	98 [100] (換算後60)	-		

※ []書きの数値は、当該業務に特化した資格の保有の有無を評価項目に追加設定(資格保有者に加算)した場合の配点を示す。

2-1) 業務チャレンジ型 (R6見直し)

業務実績（成績・表彰）がない企業の参加機会を拡大するため、企業・技術者の業務成績や表彰を評価項目としないチャレンジ型の試行業務を実施する （簡易型を追加）。

■対象案件：総合評価落札方式（標準型） 1：2、簡易型 1：1 ※価格点（30点）：技術点（60点）の割合

■配点例：特定又は入札段階

評価項目			プロポーザル方式	標準型		簡易型	
				1：2	(チャレンジ) 1：2	1：1	(チャレンジ) <u>1：1</u>
配置予定管理技術者 (又は配置予定技術指導者) の経験及び能力	資格要件	配置予定管理技術者資格	9	9	9	9	9
	業務経験	業務実績	16	16	16	16	16
	専門技術力	業務成績	10	20	-	20	-
		優良表彰	5	5	-	5	-
小計（配置予定管理技術者（又は配置予定技術指導者）の経験及び能力に係る評価点）			40点	50点	25点	50点	25点
業務の実施方針・実施フロー・工程計画・その他	業務理解度		15	18	18	20	20
	実施手順		15	18	18	30	30
	その他		10	-	-	-	-
特定（評価）テーマに対する 技術提案	特定（評価）テーマ①	的確性	15	18	18	-	-
		〇〇の着眼点について	15	18	18	-	-
	〇〇の着眼点について	実現性	15	18	18	-	-
			10	10	10	-	-
	特定（評価）テーマ②	的確性	15	-	-	-	-
		〇〇の着眼点について	15	-	-	-	-
	〇〇の着眼点について	実現性	15	-	-	-	-
			10	-	-	-	-
小計（技術提案評価点）			150点	100点	100点	50点	50点
合計（技術評価の得点合計）			190点	150点	125点	100点	75点

※【選定又は指名段階】においても、参加表明者と配置予定管理技術者の業務成績や表彰を評価項目としない

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設定し、賃上げの表明を行った企業に対して加点を行うもの。

■対象案件：総合評価落札方式による全業務

■加点例

評価項目	評価基準	配点
賃上げの実施表明	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、 <u>対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明</u> <u>【大企業】</u>	4~12点
	契約を行う予定の年度の4月以降に開始する入札者の最初の事業年度または契約を行う予定の暦年において、 <u>対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明</u> <u>【中小企業等】</u>	

技術評価の配点合計 = (技術者評価 + 技術提案) + 賃上げ加算点

■賃上げ未達成の受注者に対する減点

賃上げ未達成の場合は、財務省から通知された日から1年間、国の総合評価落札方式による調達において、入札時に加点した割合よりも大きく減点する。

3-2) 海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰者の評価 (R4追加)

3-3) 災害活動への表彰・感謝状に対する加点評価 (R4追加)

海外インフラプロジェクトに従事した技術者の認定及び表彰の実績、および発災時の災害協定に基づく活動実績表彰（感謝状）について、「配置予定管理技術者の経験及び能力」において評価する。

■対象案件：全業務

■評価基準

①業務実績（選定段階、特定段階）

評価項目	配点
<p>平成26年度以降に完了した同種業務の実績を評価する。<u>（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された海外実績（港湾空港関係に限る）を含む）</u></p> <p>①同種業務の実績がある</p>	<p>8.0 (16.0)</p>

※（ ） 特定段階の配点

②優良表彰（選定段階、特定段階）

評価項目	評価基準	配点
<p>海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞（港湾空港関係に限る）の有無、東北地方整備局（港湾空港関係に限る）発注の令和2年度～令和4年度までに完了した当該参加資格「測量・調査又は建設コンサルタント等」に該当する業務で優秀技術者表彰、若しくは災害協定に基づく活動実績表彰（感謝状）を受けた経験ある者を評価する。</p>	<p>①海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣賞 ②優秀技術者表彰（局長）</p>	<p>8.0 (5.0)</p>
	<p>①海外インフラプロジェクト優秀技術者国土交通大臣奨励賞 ②優秀技術者表彰（港湾空港部長又は事務所長） ③災害協定に基づく活動実績表彰（局長感謝状）</p>	<p>5.0 (3.0)</p>
	<p>①災害協定に基づく活動実績表彰（事務所長感謝状）</p>	<p>2.0 (1.0)</p>
	<p>実績無し</p>	<p>0.0 (0.0)</p>

※確認資料は表彰状（写）、感謝状（写）とする。

※（ ） 特定段階の配点

※災害活動実績は、東北地方整備局港湾空港部以外の協定に基づく活動実績は対象外とする。

また、所属企業あての表彰（感謝状）であっても、当該業務に管理技術者又は担当技術者として携わっていたことが確認できる資料の提出があれば評価の対象とする。

3-4) 業務成績評定点の評価基準の見直し (R4見直し)

「参加表明者」及び「配置予定管理技術者」の平均請負業務成績評定点の「評価基準」の見直しを行う。

■対象案件：全業務

■評価基準

①選定段階

評価項目	評価基準	配点
【参加表明者】 地方整備局・沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所（いずれも港湾空港関係に限る）発注の令和2年度から令和4年度までに完了した当該参加資格「〇〇」に該当する業務の平均請負業務成績評定点を右記の順位で評価する。なお、60点未満は選定しない。	① 80点以上	24
	② 77点以上80点未満	20
	③ 74点以上77点未満	15
	④ 70点以上74点未満	11
	⑤ 60点以上70点未満又は業務成績がない場合	6
【配置予定管理技術者】 地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所（いずれも港湾空港関係に限る）発注の令和2年度から令和4年度までに完了した当該参加資格「〇〇」に該当する業務のうち、管理技術者として従事した業務（実績がない場合は担当技術者として従事した業務）の平均請負業務成績評定点を右記の順位で評価する。（技術指導者を配置する場合は配置予定技術指導者を評価する。） なお、60点未満は選定しない。	① 80点以上	30
	② 77点以上80点未満	24
	③ 74点以上77点未満	18
	④ 70点以上74点未満	12
	⑤ 60点以上70点未満又は業務成績がない場合	6

②特定段階

評価項目	評価基準	配点 ポイント (総合評価)
【配置予定管理技術者】 地方整備局、沖縄総合事務局及び国土技術政策総合研究所（いずれも港湾空港関係に限る）発注の令和2年度から令和4年度までに完了した当該参加資格「〇〇」に該当する業務の内、管理技術者として従事した業務（実績がない場合は担当技術者として従事した業務）の平均請負業務成績評定点を右記の順位で評価する。（技術指導者を配置する場合は配置予定技術指導者を評価する。）	① 80点以上	10 (20)
	② 77点以上80点未満	8 (16)
	③ 74点以上77点未満	6 (12)
	④ 70点以上74点未満	4 (8)
	⑤ 60点以上70点未満又は業務成績がない場合	2 (4)

3 - 5) 港湾海洋調査士等の評価について (R3見直し)

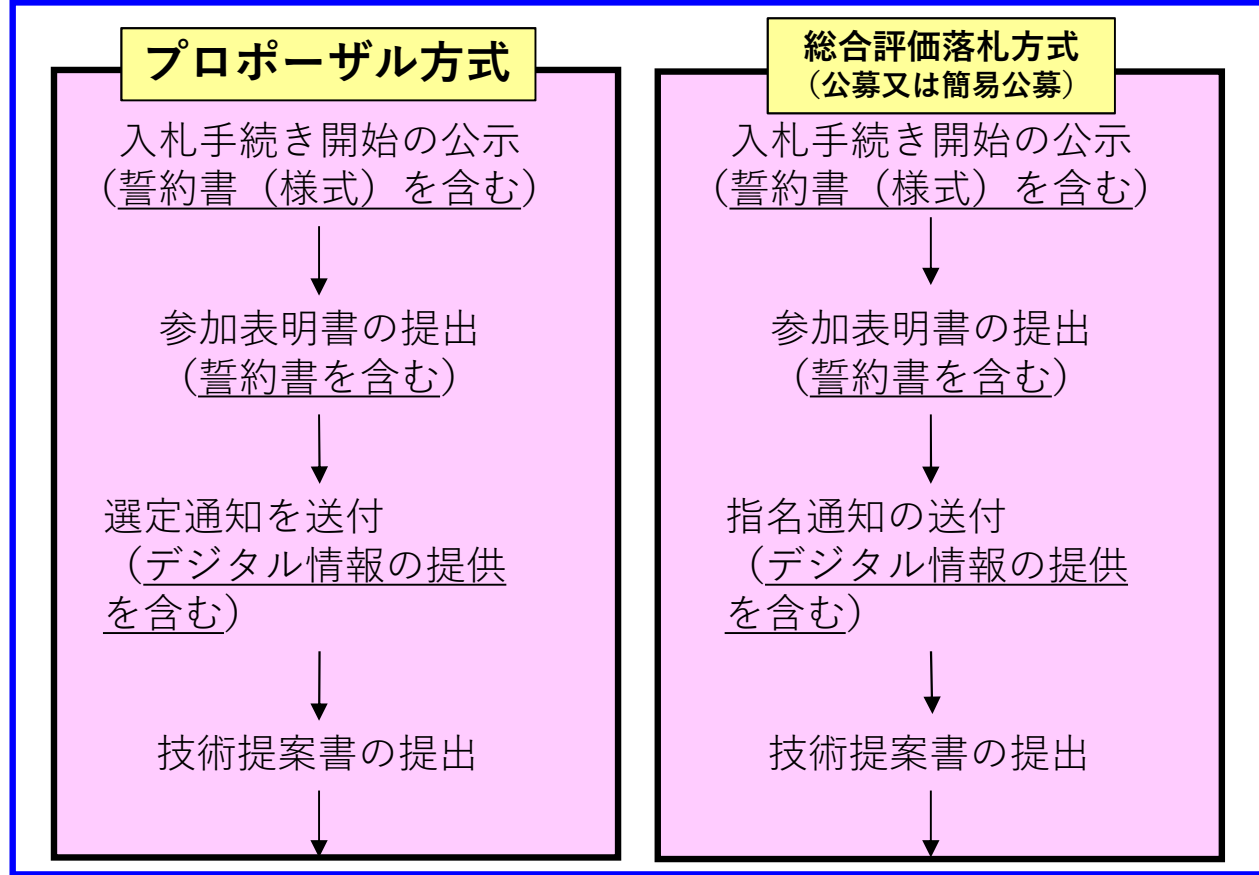
- ・業務内容に関わる資格を適切に評価するため、港湾海洋調査士等の資格を技術士と同等に評価する。
- ・最高点評価は、「1位資格（技術士等）」+「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- ・次点評価は、「1位資格（技術士等）」若しくは「当該業務に特化した資格」のどちらかを保有している場合とする。
- ・令和3年度から港湾海洋調査士（総合部門）を追加

■ 配置予定管理技術者の経験及び能力の評価例（環境調査の場合）

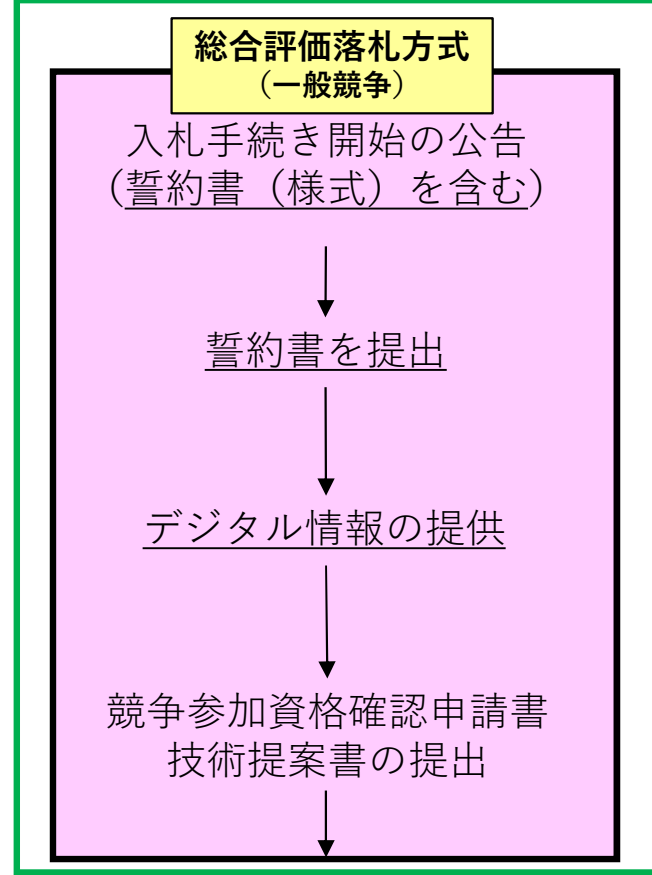
評価項目	評価基準	配点
配置予定監理技術者資格	<ul style="list-style-type: none"> ○当該業務に特化した資格 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾海洋調査士（総合部門又は環境調査部門） ①以下の資格を有する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門(選択科目：建設又は環境)、建設部門又は環境部門）と当該業務に特化した資格の両方を保有 ②以下のいずれかの資格を有する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門(選択科目：建設又は環境)、建設部門又は環境部門) ・当該業務に特化した資格 ③以下の資格を有する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・RCCM（港湾及び空港部門）又は同等の能力を有する者。ただし、港湾関係の実務経験が3年以上ある者。 ④以下のいずれかの資格を有する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・RCCM（建設環境部門）又は同等の能力を有する者。ただし、港湾関係の実務経験が3年以上ある者。 ・土木学会認定技術者（特別上級、上級又は1級土木技術者） ・APCEエンジニア（Civil、Structural、Environmental、Geotechnical又はIndustrial） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 9点 ② 7点 ③ 5点 ④ 3点

- 【目的】 入札手続きの負担軽減及び効率化を図るため、過年度の関連業務資料をデジタル情報で提供する。
- 【方法】 プロポーザル方式及び総合評価落札方式の公募型又は簡易公募型を対象としていたが、対象範囲を一般競争まで拡大し、原則全案件対象とする。
- 入札手続き開始時に競争参加資格確認申請の様式に含めて誓約書(様式)を配布し、競争参加資格確認申請を前提としたデジタル閲覧である旨、記載した誓約書を提出してもらい、それをもってデジタル情報を提供する。
- デジタル情報については、印刷不可にするとともにパスワードを設定するものとする。
- 令和3年4月1日以降の入札公示(公告)より適用する。なお、サーバ容量等により一部限定する場合がある。

【手続きイメージ (R2以前)】



【R3追加】



3-7) 若手技術者の技術の習得機会の拡大 (H30追加)

【若手技術者登用促進型 (業務)】

○若手技術者の定義：
 公示・公告年度の4月1日に満40歳未満であること

■目的

業務における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が管理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

■実施概要

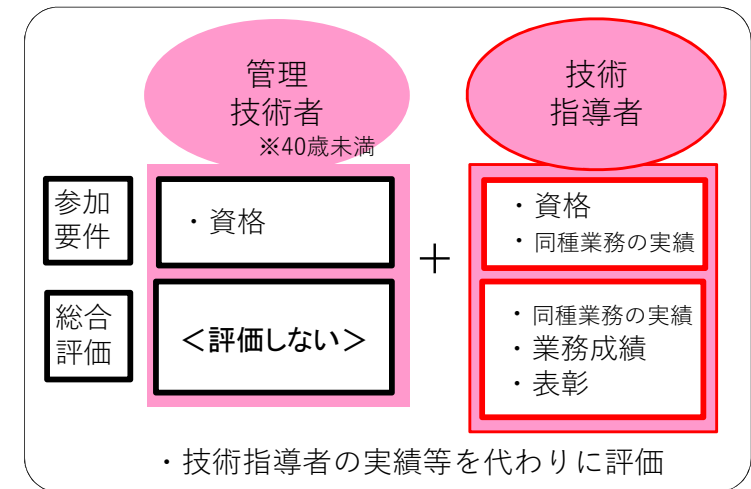
若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり登用の妨げになっている可能性があることから、技術指導者を配置する場合には技術指導者の実績等を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

■評価対象となる若手管理技術者等の配置

若手技術者育成のため技術指導者を配置した際に評価する。

若手管理技術者 + 技術指導者

○総合評価の同種業務の実績、業務成績、表彰については、技術指導者を評価する。



■対象案件

全業務

【本資料に関する問合せ先】

東北地方整備局 港湾空港部 品質確保室

0 2 2 - 7 1 6 - 0 0 0 9 (ダイヤルイン)

0 2 2 - 2 2 5 - 2 1 7 1 (大代表)

0 2 2 - 7 1 6 - 0 0 0 1 (港湾空港部)